

「笠置町総合計画」策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 7 月
京都府相楽郡笠置町

1 趣旨

本町は、平成 28 年 1 月に策定した『笠置町人口ビジョン』において、趨勢人口は、2040 年で 739 人、2060 年で 412 人になると示しているところである。また、2019 年 2 月には高齢化率が 50%を超えるなど少子高齢化が急速に進行しており、本町における経済活動やコミュニティ活動等の活力を衰退させ、ひいては本町における安定した生活・暮らしそのものの存立を脅かす事態が危惧されているところである。

そのため、本町では人口ビジョンと同時に『笠置町まち・ひと・しごと創生戦略』（以下、「戦略」という。）を策定し、2040 年の戦略人口 888 人達成を目指して地方創生に取り組んできたところである。

この危機的状況を打開するためには、行政だけでなく、住民、関係団体、事業者等（以下「住民等」という。）が役割分担をし、取組を進めていく必要があるが、平成 23 年 3 月に策定された『第 3 次笠置町総合計画』は令和 2 年度末で計画期間を終え、また、戦略についても令和元年度末で計画期間が終わることとなっており、早急に次期総合計画や戦略を策定する必要がある。

誰もが住み慣れた環境で生き生きと暮らせる笠置町を実現・持続させるためには、次期総合計画及び戦略において、ビジョンとそれを実現するための具体的な方策、また、それを実現するための行政と住民等との連携体制の確立することが求められているところである。

以上のことから、本業務は、策定過程において、住民等が積極的にに関わり、現状認識を共有し、策定後においても、共にまちづくり活動を行う住民等を増やすこと、また今後の具体的なアクションプランを考えること、この 2 点に重点をおいて、その他総合計画策定に係る支援を総合的に行うものとする。

そこで、単に技術的・作業的な支援に留まらず、本町に適した手法や進め方に関する企画提案や、住民等が関わる部分において従来の行政にはない発想で支援を得るため、豊富な経験と高い専門知識や企画力を有する事業者から提案を求め、提出された企画提案書を評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

「笠置町総合計画」策定支援業務

(2) 業務内容

別紙 1 仕様書のとおり

(3) 納入場所

笠置町総務財政課

(4) 策定期間

令和元年度から令和 2 年度まで

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和2年3月31日(火)まで

※次年度以降については、別途契約を行う。

(6) 委託上限額

4,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)(令和元年度分)

※令和2年度以降の委託上限額については、予算議決前のため未定。

3 参加要件

プロポーザル参加申込書の提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者、又は再生手続開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。
- ワークショップ形式による地方公共団体の総合計画策定支援業務、地方版総合戦略策定支援業務、又は総合計画に類似する業務完了の実績を有していること。
- 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 企画提案書の提出

参加資格を有し、本業務のプロポーザルに参加を希望する事業者は、別紙1仕様書の内容を踏まえ、次のとおり提出すること。

なお、本業務の履行期間は令和2年3月31日(火)までのものであるが、次期総合計画の策定期間が令和2年度までであるため、提案にあたっては、令和元年度から令和2年度までの企画を提案すること。

(1) 提出書類

| | 提出書類 | 備考 |
|---|----------------|--|
| 1 | 公募型プロポーザル参加申込書 | 様式1 |
| 2 | 業務実績書 | 様式2 |
| 3 | 会社概要 | 様式任意 ・資本金、年商、従業員数、組織図、業務資格、事業内容等記載のこと |
| 4 | 企画提案書 | 様式任意 |
| 5 | 業務工程表 | 様式任意 |

| | | |
|---|-------------|---|
| | | ・別紙仕様書を参考に、2か年分の行程をA4判1枚程度にまとめること。 |
| 6 | 配置予定技術者の経歴等 | 様式3 |
| 7 | 見積書 | 様式任意 ・提案する年度ごとの業務内容を踏まえ積算し、金額を提示すること ・各年度A4判1枚程度で2か年度分作成すること ・積算の内訳を分かりやすく添付すること ※令和2年度以降については、別途契約を行う。 |

(2) 提出部数

各8部

※1部正本とし、残りの7部はコピーを可とする。

※提出書類はダブルクリップで仮留めして提出すること。

(3) 提出期間

令和元年7月24日(水)から8月14日(水)まで

※上記期間のうち、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

直接持参または郵送のいずれかの方法

※郵送の場合は、令和元年8月14日(水)必着とする。

(5) 提出先

笠置町総務財政課

住 所：〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1

(6) 企画提案書へ記載する主な提案項目

提案にあたっては、主に次の事項に配慮すること

①「持続可能な町を目指した基本方針及び総合計画のあり方」

少子高齢化の進展、人口減少等、当町を取り巻く厳しい環境を踏まえ、持続可能な町を目指すための策定基本方針と総合計画のあり方等を記載すること。

②「住民等及び職員の参加」

住民等参加によるまちづくりを推進するため、幅広く住民等との対話の機会を取り入れるための提案やその支援体制を記載すること。なお、提案にあたっては、住民等参加の場が参加者にとって、新たな気づきの場となり、住民等や関係団体等の相互の協働を促進する視点を取り入れること。

また、次期総合計画の策定を全庁的なものとするため、職員の知恵やアイデアを計画に取り込むとともに、職員の育成にも繋がる職員参加に関する提案を記載すること。

③「計画と組織の連動及び計画の進行管理」

次期総合計画の策定にあたっては、計画の実行性及び進行管理の視点から、実行性のあるマネジメントシステムに関する提案を記載すること。

④「総合計画と個別計画の連動」

町の最上位計画である総合計画と、各分野において策定されている個別計画との整合性及び一貫性は不可欠であり、各計画における取組の実行から評価までが有機的に機能する計画となる様な提案を記載すること。

5 企画提案に関する質疑

企画を提案するにあたり、質問がある場合は次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問表（様式4）

(2) 提出期間

令和元年8月2日（金）17時まで

(3) 提出方法

表題を「総合計画プロポーザル質問（事業者名）」とし、電子メールにて質問表（様式4）を添付し送付してください。

(4) 回答方法

令和元年8月7日（水）までに、全質問に対する回答をホームページ上で公開します。

6 プレゼンテーション

企画提案を提出した事業者による、審査員へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を選定し、契約候補者とする。また、同時に次点者を選定する。

(1) 日時

令和元年8月下旬ごろ（詳細は別途通知）

※多数の企画提案があった場合は、日程が追加される可能性がある。

(2) 場所

笠置町役場

(3) 説明者

実際に業務を担当する者

(4) 実施方法

プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内で行う。

7 審査

(1) 審査方法

意見聴取会議において、提出された企画提案書の提案者によるプレゼンテーションを受けた上、質疑応答を実施し、総合的に審査を行う。なお、選定方法や選定基準等の詳細は別紙2のとおり。

(2) 審査結果

審査結果については、企画提案書の提出があったすべての事業者に対して、文書で発送する。

8 企画提案者の失格

次のいずれかに該当することとなったときは、失格とする。

- (1) 上記「3 参加要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) 審査における便宜を図ることを依頼するなど、審査の公平を欠く行為があったとき。
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき。
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があったとき。

9 契約

契約の委託候補者と町で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。

契約の委託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者と契約するものとする。

10 その他

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を持参又は郵送で提出すること。

プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

提出された書類は、返却しない。なお、笠置町情報公開条例に基づき、提出書類の公開をする場合がある。

11 問合せ先

笠置町役場総務財政課（担当：柚木）

〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1

TEL(0743)95-2301 メール soumuzaisei@town.kasagi.lg.jp